

まちづくり政策監の給料額等の設定について

(答申)

令和7年7月30日付、国行職発第5003号で貴職から諮問がありました標記の件につきまして、次のとおり答申いたします。

令和7年8月20日

国立市長 濱 崎 真 也 殿

国立市特別職職員報酬等審議会

会 長 只 野 雅 人

会長職務代理者 喜 連 元 昭

委 員 池 田 由 雄

漆 沢 典 子

大 西 淳 一

佐 伯 雅 宏

田 代 正 人

野 中 英 美

望 月 沙 知

以上

まちづくり政策監の給料額等の設定について

答 申

令和 7 年 8 月

国立市特別職職員報酬等審議会

目 次

1.	審議の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.	主な審議資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	審議の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）まちづくり政策監の位置づけと設置目的等について	
	（2）適正な給料額について	
	（3）期末手当・退職手当の適正な支給率について	
4.	結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5.	答申額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6.	附帯意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1. 審議の経過

本審議会は、令和7年7月30日付けで国立市長から諮問のあった「まちづくり政策監の給料額等の設定について」について審議を行った。また、その期末手当及び退職手当の適正な支給率についても意見を求められたため、あわせて議論した。

審議に際しては、

- (1) まちづくり政策監の設置目的と位置づけ
- (2) まちづくり政策監の給料額等の根拠及び妥当性

に重点を置き、以下2に記載の資料を踏まえて審議検証し、諮問額が適切かどうか検討した。

2. 主な審議資料

この度の「まちづくり政策監の給料額等の設定について」の諮問に対する審議にあたっては、審議会において、事務局より以下の資料についての詳細な説明を受けた後、審議を行った。

○審議に関する資料

- ・まちづくり政策監の役割について
- ・国立市の組織図
- ・地方公務員法第3条第3項第4号の参考事例
- ・副市長・まちづくり政策監の所掌範囲

3. 審議の内容

(1) まちづくり政策監の位置づけと設置目的等について

まちづくり政策監の給料額について審議する際には、職の位置づけ、設置の目的、役割などを把握する必要があることから、第一にそれらの確認を行った。

まちづくり政策監は、地方公務員法第3条第3項第4号に基づき設置される市長直属の特別職（常勤）に位置づけられる。また、その任期は4年である。

国立市では都市整備部及び行政管理部のうち防災担当の所掌分野において、数年内に重要な方針の決定や早急な対応が求められる重要施策が多く存在し、東京都や近隣自治体をはじめ、JR東日本、UR都市機構などの企業等とも高度な調整が必要となるため、高位の特別職を設置し、施策の推進力を強化することが設置の目的である。

その役割としては、都市整備部及び行政管理部のうち防災担当全般を所掌し、国立駅南口整備、国立駅のホームドア設置、富士見台団地再生と公共施設再編、南武線連続立体化及び関連事業、谷保駅南側のまちづくり、南部地域の狭隘道路の解消の推進、農地保全、農業振興、都市計画マスタープランの改定、住宅政策推進（セーフティーネット住宅や居住支援協議会の検討）、公共交通の充実、避難所の対応強化、在宅避難の支援充実など多種多様である。

以上のことから、まちづくり政策監の責任と役割は極めて重要であり、国立市が直

面する多様な課題を解決する上で、必要性が高い職であることを委員全員が認識した。なお、まちづくり政策監の所掌範囲については、諮問を受けた令和7年7月30日時点では、生活環境部、都市整備部及び行政管理部のうち防災担当全般との説明であったが、同年8月18日の審議会において、その後の行政内部での調整の結果、当面の課題である都市整備部及び防災担当全般の所掌に変更する旨の説明があり、委員間においてもこれを了解した。

(2) 適正な給料額について

まちづくり政策監の給料額は、月額750,000円で、教育長と同等の額である。なお、教育長の給料は、現在、特例により減額措置（1%減額・月額742,500円）を講じており、まちづくり政策監についても、それに準ずることとなる。

国立市と同様に地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき、常勤の特別職を設置している自治体の例によれば、地域特性による金額の違いはあるものの、概ね教育長と同等もしくは、部長職よりは高く、教育長よりも低い額で設定している市が多いことが分かった。

次に、市の組織図を基に、副市長、教育長とまちづくり政策監の所掌範囲を確認したところ、副市長よりは所掌が少なく、教育部全体を所掌する教育長とは概ね同規模の所掌範囲であることが分かった。

以上のことから、厳しい財政状況ではあるが、今後数年内に国立市が直面する緊急性、困難性がともに高い各種政策を推進するためには、部長職以上の権限を有する新たな特別職が必要であり、その給料額は所掌規模の近い教育長と同等とすることが、妥当であると判断した。

(3) 期末手当・退職手当の適正な支給率について

今回の諮問では、まちづくり政策監の期末手当・退職手当の支給率についても意見を求められた。本件は本審議会の所掌事項外ではあるものの、給料額を検討する上で大きく関係するものであることから、あわせて議論を行った。なお、期末手当・退職手当ともに本則の給料額をもとに計算された額をもって議論した。

期末手当は、年間支給額が3,870,000円、支給率が給料月額の4.3月分であり、教育長と同等である。また、期末手当に関しても、特例により減額措置（1%減額・年額3,831,300円）を講じている。

常勤特別職職員の期末手当については、以前の本審議会（令和2年10月7日付、「常勤特別職職員の適正な給料額等について（答申）」）において、生活給の性質と職務給の性質の両面を持つことが確認されている。生活給の側面からは、東京都人事委員会勧告の内容等を参考に社会経済情勢との連動が図られるべきこととなるが、国立市では現在、厳しい財政状況を踏まえて、減額措置が図られており、公民格差の解消、人材確保を目的とした人事委員会の引上げ勧告には準じていない。なお、一般職においては、令和4年から令和6年まで、3年連続で基本給、期末・勤勉手当の支給率が

引き上げられ、勤勉手当のない常勤特別職職員と一般職との間では、年収の面でかなり近接してきている状況がある。

一方で、市の財政状況を鑑みて減額措置を講じていることも理解できるため、示された支給率については妥当と判断するに至った。

次に、退職手当の支給率は、1年につき給料月額の2.50月で、教育長と同等である。一般的に退職手当は、在職中の功績に対する「勤務報償」としての性質が強いものである。諮問にあたり参考に示された他市の事例を見ても、その職責と困難度に応じて、全ての自治体が退職金を支給できることとしており、その支給額、支給率ともに大きな差は見受けられなかった。国立市においても、上述のとおり、まちづくり政策監の職責の重さ、担任する多様な政策の困難度の高さ等から、副市長、教育長と同様に退職手当を支給することは妥当と考える。また諮問された支給率については、地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき、常勤の特別職を設置している自治体との均衡からも適正であると判断するに至った。

4. 結論

(1) まちづくり政策監の適正な給料額について

以上のように、まちづくり政策監の適正な給料額等について検討を行った結果、国立市では、都市整備部及び行政管理部のうち防災担当の分野において、数年内に重要な方針の決定や早急な対応を求められる重要施策が多く存在することから、緊急に当該特別職を設置することの必要性は高く、その任期4年間における職責と困難性は教育長と同等と理解できる。よって、諮問額については妥当であると判断した。

(2) まちづくり政策監の期末手当・退職手当の適正な支給率について（意見）

あわせて意見を求められた期末手当・退職手当の支給率については、手当の性質について認識を共有したのちに、その性質に合わせて、適正性の議論を行った。

まちづくり政策監の常勤特別職職員としての職責とその職務の困難性を考慮しつつ、東京都人事委員会勧告の内容も参考に、社会経済情勢にも照らし、期末手当・退職手当ともに諮問額（支給率）は適正であると考えるに至ったため、その旨、意見として回答する。

5. 答申額

給料額

職名	答申額	備考
まちづくり政策監	750,000円	月額

6. 附帯意見

本審議会においては、まちづくり政策監の設置目的と位置づけから、諮問内容については妥当であると判断したところであるが、市民に対しての周知を丁寧に行うことで、その給料額等についての十分な理解を得られるよう努められたい。

以上